

2006（平成18）年9月以前に建設・改修された建物は

建物の解体・改修工事をする前に 石綿の事前調査をする必要があります！

建物の構造に関係なく調査をしなければなりません

① 何を調査すればいいの？

建物に石綿含有建材（レベル1～3）が使用されているか調査してください。

② どうやって調査すればいいの？

- ・ 建材の分析
 - ・ 設計図書及び石綿建材データベース等による型番の照合
 - ・ 目視（建物一部の破壊等）
 - ・ 専門機関への調査依頼
- 等の方法があります。

③ 調査結果はどうすればいいの？

工事の受注者から発注者へ下記の内容を書面で報告することが義務付けられています。

① 調査を終了した年月日 ② 調査の方法 ③ 調査の結果

※ 一般住宅においても、外壁等へ吹付け石綿が発見された場合はご連絡下さい。

～苫小牧市からのお願い～

建設リサイクル法の届出後、石綿の事前調査結果報告書について環境保全課へ提出をお願いします。

FAX又はEメールでも受付けています。

○詳細はホームページまで
（環境保全課HP）

http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/taikiosen_asubesutos/.html

○お問い合わせ先

苫小牧市環境衛生部環境保全課 環境監視担当

〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25 沼ノ端清掃事務所1階

(TEL) 0144-57-8806 (FAX) 0144-57-8809

(E-mail) kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

